

2021.3.8

新型コロナウイルス感染症に関する情報 No27

3月7日（日）まで緊急事態宣言の対象区域とされていた埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県については、ほとんどの指標が解除する基準をみたしているものの、病床の使用率が高い地域があることなど、依然厳しい状況にあり、感染者の減少のスピードも鈍化しています。

こうした中、政府は、3月5日（金）の7時から8時30分にかけて開催された「新型インフルエンザ等対策有識者会議 基本的対処方針等諮問委員会」（尾身茂会長）に1都3県の緊急事態宣言を3月21日まで2週間延長することやそれに伴う基本的対処方針の変更等について諮問し、了承されました。

これを受け、「第57回新型コロナウイルス感染症対策本部」が20時から20時20分にかけて首相官邸で開催され、1都3県に発令されている緊急事態宣言について、3月21日（日）まで2週間の期間延長をし、飲食店の時間短縮を始めとするこれまでの対策を各自治体と連携し徹底していくとともに、それ以外の地域についても、緊張感を緩めることなく、感染防止策を続けることとされました。

今回は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長や新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について紹介いたします。

なお、引き続き厳しい状況下での事業運営が続くと考えられますが、具体的な課題や要望等があれば、事務局まで情報提供頂くようお願い致します。

1 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長について

●緊急事態措置を実施すべき期間

令和3年1月8日から3月21日までとする。

ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

●緊急事態措置を実施すべき区域

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

2 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更など

3月5日（金）に改訂された基本的対処方針の主な変更点は、①1都3県について緊急事態宣言の3月21日（日）までの延長、対策の更なる徹底と感染の再拡大を防止するための取組を進めること②再度の感染拡大の予兆や感染を早期に探知するための幅広いPCR検査など（モニタリング検査）やデータ分析の実施③保健所業務の外部委託の活用、IHEAT（関係学会・団体等の専門人材派遣の仕組み）の積極的な活用、人材確保の好事例の横展開等による保健所の体制強化等です。

基本的対処方針と新旧対照表等は以下のURLから入手出来ます。

基本的対処方針

(https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210305.pdf)

基本的対処方針変更（令和3年3月5日）（新旧対照表）

(https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20210305.pdf)

国民の皆さんにお伝えしたいことのポイント

(<https://corona.go.jp/emergency/>)

以上です。

【本件のお問合せ先】

企画調査部 武石 (takeishi@shokusan.or.jp 03-3224-2365)
池田 (ikeda@shokusan.or.jp 03-3224-2379)

【国への要望の送信先】

メールの場合: jfia-kikaku@shokusan.or.jp
FAXの場合: 03-3224-2398